

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第23回）

平成25年 3月26日（火）

午前 9時30分～11時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

○座長

皆さん、おはようございます。

せっかく暖かくなって、このまま春になるかと期待していたら、また戻りまして三寒四温というか、それでもだんだん春になっていくんだろうと思います。きょうも寒い中、委員の皆さんにお集まりいただきありがとうございます。

今回から、新しい試みとして、府のほうの計画に基づく御説明、それに対する我々の質問、意見を述べる懇話会の後、委員が自由に意見を交換し合う時間を予定しています。

それでは、順番に説明をお願いします。

○事務局

人権啓発推進室です。よろしくお願します。

それでは初めに、資料の1の人権教育・啓発推進計画の25年度の実施方針につきまして説明します。

この実施方針は、新京都府人権教育・啓発推進計画に基づき、毎年度の重点的な取り組みを策定しているものです。

前年度から変更になった点、資料では下線を引いています。そのうち、文章や文言の整理を除く主なものにつきまして、簡単に説明します。

それでは、まず1ページ目をお開きください。第2の「平成24年度における人権をめぐる状況」です。これにつきましては、24年度中の人権に関する国内外の動向、あるいは特徴的な事象を押さえた上で、京都府が人権教育啓発に取り組む必要性、あるいはポイントというものを確認する項目です。

まず国際的な動きとしましては、人間の安全保障に関する決議案や北朝鮮の人権状況決議案、あるいはASEANの人権宣言、また、国内の動向としましては、人権委員会の設置法案の国会提出と廃案、自殺の総合対策大綱、こういったものを取り上げています。また、人権にかかわる事象としましては、新たに体罰の問題を加えるとともに、時点修正としまして、自殺につきまして15年ぶりに3万人を下回ったが、まだ依然として高水準にあ

るという記述に改めています。

次に、こうした国内外の動向や人権にかかわる事象に対して、京都府ではどのように取り組んできたかを記述しています。まず「障害者・高齢者権利擁護支援センターの開設」や「非行少年等の立ち直り支援チームの設置」また、仮称ですが、「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例」の検討についても取り上げました。

続いて、2ページの冒頭ですが、人権教育・啓発の施策に関しては、身元調査を目的とする、いわゆる戸籍謄本等の大量不正取得事件を踏まえて、府内の市町村と協議して、事前登録型本人通知制度の導入に取り組んでいるということも紹介しています。

次に、第3の25年度の実施方針についてですが、今年是世界人権宣言が採択されて65周年の節目に当たるということを記述しています。

また3ページの重点事項とあります。ここでは自殺の問題について、先ほども触れましたが、3万人は下回ったものの、依然として高い水準にありますという記述にしています。また、命は何よりも尊いものであるということを基本に据えることを改めて明記しています。特に人権啓発推進室が実施する啓発事業につきましては、25年度の取り組みを通じて、命の大切さを府民の皆さんに訴えていきたいと考えているところです。それから、各個別分野の重点事項の主な変更点についてですが、4ページの「障害のある人の人権」について、目指すべき社会像を検討中の今の条例に倣い、「すべての人が共に安心していきいきと暮らすことのできる社会」としています。

次に5ページの「インターネットによる人権侵害」ですが、京都府としてもこの問題の実態を一定把握して、国に対して政策提案などを行うことも展望しまして、府内におけるインターネット上の人権侵害の実態把握という項目を追加しています。

また、外国人の人権につきましては、委員からも入居拒否などの問題の原因が外国人の側にあるように受け取られるのではないかという観点から、言語、宗教、生活習慣等の違いから云々という記述への修正意見もいただいているところです。これにつきましては、この懇話会終了後、所管の部署とも検討して、後日、回答させていただきます。

次に、6ページからの「2、取り組みの視点」ですが、7ページの「自分自身にできることを考えるため」をご覧ください。委員からも質問いただいておりますが、昨年度まで「人権啓発サポーター」と記述していた箇所を「人権問題等の解決に関わっている人たち」という表現に改めています。これは従来のサポーターとの関係が京都府の啓発事業に係る情報提供にとどまっており、本来、こちらが意図をしていた人権啓発のサポーター、

応援団という実態が若干伴わない状況になっていることから、少し発想を変えまして、個人レベルで地域で活動しておられる方々と連携を模索していこうということを意図したものです。具体的には現時点ではまだ詰まっていませんが、方向性を指し示すということで実施方針に記述しました。

なお、「人権啓発サポーター」につきましては、京都府の事業の情報提供先という位置づけから、事業に対して意見や評価をいただくモニター的なものに衣がえをしたいと考えていまして、この点についても今後検討していきたいと考えています。

簡単ですけども、25年度の実施方針に係る説明は以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、短いですけども、ただいまの実施方針に関する説明について、質問ないしコメントをお願いします。事前に意見を出された方は、それをもう少し詳しく説明いただくという形でも結構です。それでは、委員どうぞ。

○委員

5ページの「外国人の人権を尊重しよう」というところ、確かにこの表現だと違いがあるから問題が発生しているという表現になってしまっているので、なるほど、何か違いを大切にしていこうという私たちの全体の雰囲気の中から考えると問題だし、外国人のほうに責任があるような形になっているので、これは確認なんですけど、直すということですか。

○事務局

直す方向で、今、調整を庁内でしているところです。

○委員

恐らく違いへの無理解とか、そういう表現になると思うんですけども、そういう方向で直すということですね。

○事務局

そのとおりです。

○座長

ほかにございませんですか。人権全体の目標としては、我々は生まれつきいろんな違いを持って生まれてきてる、違うから違うようにという、そういう発想じゃなくて、多様性をそのまま受けとめて、それを前提に人権施策を考えることが大切です。私が出席した他

の会議の中で、性的嗜好の多様性、つまり体は男に生まれたけれども心理的に女性的な人とか、逆に異性よりも同性のほうが好きだとか、これはもうその人が持って生まれた性癖なので、それが社会的に少数だからということでいろんな圧迫、ストレスを感じるということは、そのこと自体、その人にとっては非常につらいことだし、場合によっては自殺にまで行きかねない。そうじゃなくて、性的嗜好でも、一般的なパターンはあるにしても、それぞれの人が持っている違いを前提にして人権の問題を考えるべきだと意見交換しました。今の外国人の問題も、そういう視点で取り組むべきではないかという御指摘だったと思います。

ほかに方針について何かコメントありましたら、お願いします。委員どうぞ。

○委員

「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」というところで、犯罪被害者やその家族が犯罪行為によって突如として身体的・精神的に困難な状況に陥る、「陥る」というよりはむしろ「強いられる」ような表現のほうがいいんじゃないかと思います。好きこのんで、自分の過ちで陥るわけではないので、そういう表現に変えていただいたほうがいいと思いました。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。確かにここの文言については、修正の方向で検討したいと思います。

○座長

ほかに何かコメントございませんか。

また気がつかれましたら事務局へ個別に連絡ください。次に移りたいと思います。

それでは説明をお願いします。

○事務局

それでは続きまして、25年度の人権教育・啓発事業につきまして、お手元の資料の2をご覧ください。

今回から事業に対する懇話会について、委員からの多くの意見、またできるだけ意見交換を深めようということで、京都府でやってる事業全体を三つに大きく分けまして、今回の3月と7月、そして11月の3回の会議で順次、意見交換いただくことにしました。

それでは、今回の対象である人権全般の事業のうち、研修以外の事業につきまして、各
部局から説明します。

先ほどの資料2の事業の実施計画をご覧ください。

まず、33ページの人権啓発推進室の所管事業ですが、こちらは人権に共通する普遍的な
考え方と個別の人権問題の分野としては同和問題を中心に幅広く府民に対する啓発を行う
ということを柱としています。事業推進に当たっての課題としましては、人権問題に関心
が薄い層への効果的な啓発や若者に対する啓発、あるいは知識の習得にとどまらない行動
につながる啓発などを認識しています。

なお、委員から、課題認識というものが抽象的ではないか、目標設定がわかりづらい、
というような質問をいただいています。人権啓発にはどうしてもかた苦しいとか、あるい
は難しいのではないかとといったイメージがあり、自分にかかわりがあるということとして
受け取ってもらえないところがあると思っています。そうした場合、イメージを何とか打ち破
って、できるだけ若い人たちを始め、多くの方々に参加していただいて、人権問題を避け
るのではなくて、向き合う意識を培っていくということが人権啓発を進める上での大きな
課題であって、常に頭を悩ませているところでもあります。

こうしたことは、以前からわかってることではありますが、一朝一夕に解決できるもの
ではなく、この懇話会を初め、外部からも多くの意見をいただきながら、事業のあり方や
内容、あるいは効果といったものを見直し続けながら、粘り強く取り組んでいくしかない
と考えているところです。

次に25年度の取り組みにつきましては、今年が世界人権宣言が採択されて65周年という
節目の年ですので、従来の内容や規模を少し充実、拡大して実施していきたいと考えてい
ます。

また、昨年度実施しました府民調査の結果から、府民の皆さんが人権について考える機
会をいかにして増やしていくかという課題も明らかになり、日常の生活の中で人権という
ものについて触れる機会として、新たに制作しています人権のイメージソングを核にして、
新たな取り組みを展開しようとしているところです。

25年度の予算額ですが、人権啓発推進室の人権啓発予算は1億5,000万円です。その財
源の一部としては、法務省からの国庫委託金を約5,000万円ぐらい予定しており、こうい
つたものを充当しながら多岐にわたる事業を展開していく予定です。大きく分けると、京
都府が直接実施する事業、京都府や京都市、府と市の教育委員会、商工会議所など、府内

の12の団体で構成する京都人権啓発推進会議への補助によって実施する事業、市町村への啓発活動に対する財政的な支援、この三つの大きな区分で事業展開していくということです。

それでは次に、個別の事業につきまして説明します。

まず、35ページをご覧ください。京都ヒューマンフェスタ2013ですが、こちらは人権啓発の一番総合的なイベントとして人権問題に知見を有する著名人の講演やNPO法人の活動発表などを複合的に実施するものです。25年度は、世界人権宣言65周年を記念しまして、左京区のみやこめっせを会場に、NPO法人との連携もかなり拡大をして実施していこうとしています。

それから、人権のイメージソングの活用事業についてです。資料に新聞記事を添付しています。こちらでも世界人権宣言65周年を記念して新たに取り組もうとしている事業です。これは京都にゆかりのある作詞家の鮎川めぐみさんと作曲家の千住明さんのお二人に、今、制作を依頼しているところです。一応、歌詞のタイトルが「世界がひとつの家族のように」という曲ですが、これをできるだけ多くの府民の皆様に浸透させようということで、FMラジオ番組で広めるための放送を行ったり、あるいは大学生を中心としたイメージソングを広めるための広め隊をつくってPRのイベントを府内でやったり、市町村のイベントにミニコンサートとして派遣をするなど、そういったことを展開していこうと考えています。

委員から、特定の曲をイメージソングとして選定することは、上からの押しつけになって、府民の多様な創作活動、あるいは感性といったものを失う恐れがあるんじゃないかというような質問もいただいています。個人の意見や考え方を尊重することは、人権啓発の出発点として大切にしなければいけないとももちろん考えていますが、決してこのイメージソングを府民の方に押しつけるというようなことは考えていませんし、このイメージソングは世界人権宣言65周年を記念した位置づけとして、誰もが共感できる人権の普遍的な考え方を歌詞の中に込めまして、京都府のさまざまな啓発事業を通じて府民の皆さんに浸透を図ることで、府民が自分でなるほどと何か振り返って人権を考えるようなきっかけにさせていただけたらということをねらいとしています。

それから続きまして、36ページの人権フォーラムについてですが、こちらでも委員から質問をいただいています。こちらでも世界人権宣言65周年の記念事業として位置づけている事業ですが、世界人権問題研究センターと連携をして、人権をテーマにしたフォーラムを実

施する予定です。内容につきましては、世界人権問題研究センターと相談しながら具体化していきたいと考えています。

次に、人権擁護啓発ポスターコンクールです。これは府内の小・中・高校生から人権をテーマにした絵を募集するコンクールで、毎年5,000人余りの方から応募いただいているところです。内容や規模は従来通りですが、世界人権宣言65周年の記念事業として位置づけて実施していこうと考えています。

それから37ページをご覧くださいますと、ラジオ番組「Voice To You」があります。これはFM番組で放送しているんですが、音楽アーティストが人権にかかわる自分の経験や思いを、特に若者向けに発信している番組です。

それから、新聞の意見広告ですが、5月、8月、12月、3月と4回、人権の大切さというのを訴えかける新聞の意見広告を掲載する事業です。

それから38ページの同じく新聞意見広告で人権口コミ情報というのがありますが、12月の人権週間に、人権にかかわる記事を連続して掲載していこうという取り組みです。これも従来からの事業です。

それから、地域情報誌の広告としてガクシンというのがあるんですが、これは若者の中でも特に大学生に向けた人権啓発活動ということで、大学に置いてあるフリーペーパーに人権に関する記事を載せて若者向けの啓発をやっていこうということとして、24年度はインターネットによる人権侵害をテーマに大学生が座談会をやるような形で構成をしたものを掲載したところです。

次に39ページの街頭啓発ですが、京都人権啓発推進会議の12団体や府内の市町村、あるいは京都地方法務局と一緒に、8月の人権強調月間と12月の人権週間に府内一円で一斉に啓発物品を配布して人権尊重の機運を盛り上げようと街頭啓発を行っています。

それから、41ページには人権啓発活動再委託事業と人権問題啓発補助事業がありますが、これは市町村への財政支援の事業として、人権啓発活動再委託事業は法務省からの10分の10の国庫委託です。人権問題啓発補助事業は京都府からの2分の1の単費補助の事業です。

42ページの地域交流活性化支援事業についてですが、これは隣保館や児童館、教育集会所を活用して行われます住民の交流事業に対する京都府の2分の1補助事業です。

それから、人権啓発地域活動事業ですが、これは府内に四つの広域振興局で人権強調月間や人権週間に花壇にプランターを置いて啓発をしていこうという事業です。

43ページの京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業ですが、こちらは京都地方法務局

や人権擁護委員連合会などで構成している協議会でして、ここでいろんな啓発事業に取り組んでいます。おもしろいのはJリーグの京都パープルサンガの試合会場で休憩時間に啓発活動したり、ブースを展開したりしています。

それから、44ページにいろんな啓発資料の作成を記載しています。これも府民の皆さんにできるだけこういった資料で主体的に学んでいただきたいと作成しているものです。平成25年度は、新たな取り組みとして芸術系の大学と連携した若者向けの啓発冊子の作成と、世界人権宣言65周年を記念する冊子の作成を計画しています。

次に、45ページの人権啓発に関するホームページについてですが、京都府や京都人権啓発推進会議が実施する事業や作成した啓発資料も掲載して、ダウンロードして活用いただくなど情報提供をしているものです。

人権啓発モニターの活用ですが、先ほどの実施方針でも触れましたが、従来の人権啓発サポーター制度を見直しまして、京都府が実施するイベントや新聞広告など、啓発事業について意見や評価をいただくようなモニター制度に改めようと考えているところです。

最後に、平成24年度に実施したインターネットモニター調査についてですが、先月2月に実施をしまして、大体10代から60代までの府民の皆さん1,500人からいただきました回答によりますと、例えば新聞意見広告の場合でしたら、好感度を高めるにはイラストを大きく用いて、余り文字は使わないほうが良いという意見や、テーマを絞った有識者の解説をするほうが有効じゃないかというような結果も若干得られているところです。この調査は、短期間の間に多くの府民の皆さんから意見をいただけるというメリットがありますが、回答が調査会社にあらかじめモニターとして登録されてる人ということから、比較的良好にインターネット、いわゆるパソコンをさわるような人がどうしても中心となるということがありますので、昨年調査をしました府民調査と単純には比較することができないと思っています。できるだけこういったものも指標として啓発活動の参考にしていきたいと考えています。

人権啓発推進室の説明は以上です。

○事務局

それでは、知事直轄組織知事室長グループの広報課から説明します。

資料2の1ページをお開きください。広報課の所掌事務ですが、広報紙「きょうと府民だより」をはじめとしまして、地元放送局での広報テレビ、ラジオ番組を所掌し、その中で極めて重要な課題の人権啓発について、府民の皆様への啓発を行うこととしています。

また、日ごろより府政記者に対しましては、人権に配慮した取材、報道の要請を行っているところです。

課題認識としましては、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題につきまして、継続的に啓発していくことが重要であると考えています。

取り組みの方向としましては、東日本大震災を契機に昨年度の8月には「命の大切さ、人と人の絆について考える特集」を掲載し、今年度のテレビスポットCMでは、「高齢者や外国人に対する賃貸住宅への入居拒否する土地調査問題」を放映するなど、実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用して人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行っていくこととしています。

具体的には、資料の3ページ以降に書いています。一つ目のマスメディア関係者に対する働きかけにつきましては、府政記者の異動時や個々の事案発生時に、その都度、人権に配慮した取材、報道の要請を行うこととしています。

次に、「きょうと府民だより」ですが、毎月119万部を配布していきまして、8月号、12月号で人権にかかわりのある特集記事を掲載するほか、その他の月においては人権口コミ講座の内容を紹介する記事を掲載しています。テレビ番組の放送ですが、「京都ふらりー」という毎週1回放送している30分間の情報番組の中で、8月の人権強調月間及び12月の人権週間を契機に、人権についての特集を取り上げています。25年度につきましても、引き続き放送することとしています。

次に、4ページのテレビスポット放送ですが、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに30秒のCMをKBS京都テレビで放送し、これにつきましても継続して啓発を行っていくこととしています。

次に、ラジオ番組ですが、5月、8月、9月、12月にKBS京都で「きょうとほっと情報」という番組、FM放送では「Kyoto Prefecture Public Line」、「Kyoto Prefecture Eyes」の各番組やスポット放送を通じて、啓発を継続していきたいと考えています。

予算額につきましては、テレビスポット放送で1,531万7,000円、ラジオのスポット放送で295万5,000円を計上しています。「府民だより」や京都府情報番組「京都ふらりー」、ラジオの番組につきましては、通常の構成の中で、必要に応じ特集やコーナーで人権啓発を実施していますので、個別での費用の算出はしていません。また、「府民だより」、「京都ふらりー」につきましては、番組全体のアンケートなどにより、読者や視聴者から意見を

伺い、いただいた意見は番組などに反映させていくこととしています。

広報課からは以上です。

○事務局

続きまして、総務部から説明させていただきます。

資料の15ページをお開きください。総務部の所掌事務としましては、個人情報保護の推進、それから北朝鮮当局によります拉致問題の広報、啓発を行っています。

課題認識につきましては、個人情報保護法の施行後、必要とされる個人情報が提供されない、例えば災害時に支援が必要な方の情報が提供されないという過剰反応がまだまだ見られていますので、保護と利用のバランスを図るということが一番の課題となっています。このため、消費者庁との合同での説明会の開催などを通じて、引き続き、府民の皆様に周知をしていきたいと考えています。

拉致問題につきましては、国、市町村を通じて、毎年12月に広報の月間等を設けて、問題の啓発、広報に努めていきたいと考えています。

これ以外に、庁内の物品調達も担当しています。今回審議いただく事業としまして、資料2の17ページ、一番下に府の公用封筒による啓発と記述しています。府庁で使用する封筒に人権の標語を印刷し、府民の皆様の人権意識の啓発に少しでも役立てればと取り組んでいます。個別の事業予算では確保していませんが、24年度で大体70万通、400万円弱の事業費を使って取り組んでいます。

総務部からの説明については以上です。

○事務局

続きまして、政策企画部です。資料2の19ページをご覧ください。

政策企画部では、府政の総合企画及び調整に関することを所管していきまして、「明日の京都」が該当します。「明日の京都」では、「京都府政運営の基本理念・原則となる条例」において、「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記しています。また、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」で人権尊重の重要性を明確に位置づけています。

同和問題をはじめとしまして、さまざまな人権問題が存在し、また、時代の変化に伴う新たな人権侵害が増加している現状でありますので、こうした問題の解決に向けて、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発などの取り組みについて、事業を所管する関係部局と連携して、指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じて、計画の着実な推進に

取り組むことにしています。

続きまして、21ページをご覧ください。世界人権問題研究センターの運営助成についてですが、世界人権問題研究センターは平成6年に京都府、京都市、京都商工会議所が出捐をして設立された法人でして、昨年4月には公益財団法人へ移行したところです。理事長には上田正昭京都大学名誉教授に就任いただいております、副理事長、所長として安藤座長に長年、就任いただいております。

京都から世界的視野に立った人権問題の調査・研究を行って、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ろうとするものであり、同和問題や定住外国人の人権問題など、五つの研究部門を設けて総合的に調査・研究を行う専門的な研究機関です。

京都府では、京都市と協調しまして運営費の助成を行っております。25年度当初予算案は約2,400万円となっております。京都府としましては、研究活動の充実を図って、その成果をなるべく広く府民に還元されることが重要と考えています。従来から成果還元事業の充実をお願いしているところです。センターでは、人権大学講座をはじめ、昨年度から新たな取り組みとして「人権問題研究叢書」の発刊、また府内市町村や教育委員会と連携して人権研修や講演会、府立高校に出かけて人権学習出前講座などに取り組まれています。

また、平成22年に施設を移転しているのですが、その機会以降、毎年シンポジウムを開催しており、平成24年度は京都市内で既に2回開催をされています。多くの府民、市民の皆様に参加をいただいたところです。

京都府としましては、今後とも研究成果の還元について、さらに充実に努めていただきたいということで、引き続き支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○事務局

続きまして、文化環境部から説明します。資料2の47ページをご覧ください。

文化環境部では、私立学校や宗教関係者に対する人権教育や啓発の推進、それからスポーツや生涯学習の推進を所掌しています。また、府立医科大学や府立大学では、公立大学法人が府と連携して教職員や医療関係者の研修などを実施しています。

具体的な取り組みですが、49ページ以降になります。まず上側の人権教育資料の作成ですが、これは私立学校における人権教育の推進を目的として、教職員が現場で活用できるような参考資料を毎年作成しているものです。予算ですが、研修も含めた私立学校の人権啓発事業のための予算の一部を使って印刷をしており、数量5,500部を作成し各学校に配布

しています。

それから、52ページの上段の「京の府民大学」開設事業についてですが、これは府民の皆様自主的な学習活動に役立てていただくことを目的に、人権関係も含めた多種多様な講座や教室の情報を整理して、体系的にインターネットに掲載しているものです。予算額については、インターネットにかかるコストは別にありますが、それを除きますと、「京の府民大学」開設事業自体については、特に計上されていません。

以上です。

○事務局

健康福祉部です。資料2の57ページからです。

健康福祉部につきましては、保健・福祉・医療など、府民の命や、暮らしに直結する部局として、全ての府民が安心・安全に生活できる社会の実現を目指して人権問題に取り組んでいます。

特に少子・高齢化の進展に伴いまして、高齢者、あるいは障害者のある人、社会的に弱い立場にある人々の命や人権が危険にさらされています。特に自殺者につきましては、15年ぶりに3万人を全国的に下回った、京都府でも減少傾向にあります。けれども、依然としてまだ高い水準ですので、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方について、重要な課題であると認識しています。

また、児童虐待や高齢者虐待、障害者の虐待などの相談も増えています。京都府では、平成24年度に京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを開設しまして、さまざまな相談や、市町村の相談業務担当者に対して、チームをつくって支援していくというようなことも行っています。今後とも、市町村とか関係団体と連携して推進していこうと考えています。

次に今回の審議議題の自殺対策について、簡単に説明します。

自殺対策につきましては、平成18年度から予算化しまして取り組んでいますが、平成21年度から内閣府の自殺対策の基金を財源に本格実施しております。平成25年度につきましては、当初予算額1億円を計上して取り組んでいきたいと考えています。

62ページをご覧ください。自殺に至る要因というのが、失業や負債、生活苦など、平均して四つ程度の複合的な要因から生じると言われていたり、60歳以上の高齢者が全体の、京都府の場合でしたら40%、それから京都府は南北に長いですがけれども、地域によってかなり特徴的なところがあります。そういったことを踏まえて、来年度も自殺のない、住み

心地のよい京都府づくりのために取り組んでいこうと考えています。

京都府では、自殺死亡率、人口10万人当たりの自殺者数ですが、これが平成24年、全国で一番低くなりましたが、やはりゼロを目指す取り組みが必要と考えています。

資料中の5本柱ですが、一番最初、地域課題に対応した効果的事業の展開、これにつきましては、予算額は5,520万円です。重点モデル圏域、これはやはり自殺者数の多い京都市、それから自殺死亡率の高い丹後圏域をモデル圏域にしまして、さまざまな事業展開、特に丹後ではネットワークをつくったり、それから悩みを抱えている人が集まりやすいような、そういった居場所をつくったり、京都市では総合相談会を開催するといったことに取り組む予定をしています。

次に、地域の実態を踏まえた自殺対策に取り組む市町村ということで、うつ病、アルコール、未遂者など、ハイリスク者と言われてる方に対する支援を実施する市町村や団体に重点的に補助金を配分していこうというのが一つ目でございます。

それから二つ目が、自殺ストップセンターの支援機能強化です。予算額は3,235万4,000円です。京都府精神保健福祉総合センターに平成21年10月1日に自殺ストップセンターという自殺の相談窓口を開設し、平日の9時から20時まで、相談員2名で対応しています。平成25年度は、今まで臨床心理士が中心でしたが、コーディネーターとして精神保健福祉士の資格を持つ人を配置しまして、その相談員のスキルアップと関係機関との連携を強めていくこととしています。

それから、命のサポートチームによる伴走支援というのは、うつ病や多重債務など、そういった相談内容によっては専門家の対応が必要だろうということで、弁護士や司法書士などの専門家もチームに入ってもらって、命のサポートチームとして対応をしていくというのが二つ目です。

それから、三つ目の「オール京都」での府民運動の展開ですが、予算額は775万3,000円です。自殺対策条例（仮称）の策定ですが、市町村レベルでは、全国で四つの市が条例を制定していますが、都道府県レベルでの自殺対策条例は、まだどこもありませんので、都道府県初の条例を来年度中に制定することを目指して取り組んでいくということです。ただ、条例をつくれればいいというものではありませんので、府民運動ということで二次医療圏単位でネットワークを構築していくこと、既に丹後圏域と山城北圏域にはそういったネットワークがありますが、全ての圏域でのネットワークを目指そうと考えているところです。

また、自殺予防シンポジウムの開催ですが、これは既に6回開催しています。平成25年度も、自殺予防に関する基調講演やパネルディスカッションを実施していく予定です。

それから、四つ目が、きめ細やかな寄り添い支援を担う人づくりについて、予算額は348万3,000円です。ゲートキーパーの養成は、悩んでいる人に気づいたり、声をかけてその人の話を聞いて必要な支援につなげていく、そして見守っていくという人の養成です。平成24年度から平成26年度までの3年間で1万人の養成を目指して、平成24年度は既に約6,000人養成しています。さらに来年度、再来年度、数を増やしていきたいと思っています。

それから、かかりつけ医産業医うつ病対応力研修として、うつ病ですぐに精神科医にかかるということがなかなか少ないということから、まずはかかりつけ医の先生にうつ病や精神疾患についての知識を持ってもらおうと実施している研修で、平成25年度も南部と北部と1回ずつ実施していこうと考えています。

それから最後、「京のいのち支え隊」という相談機関のネットワークによる支援、予算額は121万円ですが、府内の相談機関がそれぞれの機関で完結するような案件ばかりではないので、各相談機関が顔の見える関係を構築することによって、悩み苦しんでいる人に最も適した支援、助言ができるということを目指してネットワークをつくろうという事業です。その取り組みとして、総合相談会の開催や、相談員の研修会、あるいは相談窓口の広報等をネットワークで実施していこうというものです。

以上です。

○事務局

商工労働観光部です。

所掌事務等についてですが、資料2の73ページになります。人権問題の関連事務としましては、府内の企業、商工業団体の人権意識の向上と諸課題の解決を図る事務を所掌しています。企業における雇用労働環境、個人情報保護や事業活動について、常に人権問題の意識を持って対応することが必要との観点から、府内企業の代表者や商工業団体の役員を対象に人権啓発の取り組みを推進しています。

具体的な事業ですが、資料の75ページをお開きください。人権に関する事業としまして、三つの事業を実施してまして、一つは公正な採用選考の推進です。二つ目は、府営工業団地で実施される人権研修についての補助事業です。三つ目に、中小企業の労働相談事業です。

まず、75ページ上段の公正な採用選考の取り組みについてですが、京都府と労働局、ハ

ローワークの連名の啓発ポスターを作成し、公正採用選考推進旬間開始までに府機関や市町村等に配布するとともに、ハローワークを通じて府内各事業所に配布しています。また、あわせて新聞意見広告の作成をして、旬間の初日に朝刊5紙にポスターと同じ内容、デザインで新聞意見広告を行っています。また、テレビ意見広告でも、期間中に公正採用啓発スポットCMとしまして、KBS京都で放映しています。また、JIS企画履歴書啓発の配布等も行っています。

続きまして、76ページの府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業です。府営工業団地企業の人権教育担当者等を対象にする一般社団法人の長田野工業センター、綾部工業団地振興センターに対して、こちらが実施される人権啓発研修や、人権啓発の取り組みにつきまして、補助率を2分の1とて補助金を支出しています。

続きまして、77ページの中小企業労働相談事業ですが、こちらは、さまざまな労働問題に関する労使双方からの相談に応じるもので、平成24年度の傾向としましては、平成23年度1,800件ほどであったものが、2,000件を超える見込みになっています。相談の種別や内容の傾向については、大きな変化はありませんが、制度の周知が図られたことなどにより、件数が増えていると認識しています。平成19年度800件強であった相談件数は、リーマンショックなどの影響を受けた平成20年以降、高い傾向が続いている状況になっています。

それと、委員から、高校生につきましては、就職活動の際の面接などで公正採用の観点から指導が徹底されているが、大学等についてはどうかという質問をいただきました。公正採用につきましては、応募者に広く門戸を開く、本人の持つ適性能力以外のことを採用基準にしないことが基本です。このような基本事項に沿いまして、大学生も含め広く府民や企業に周知を図るため、京都労働局とも連携しまして6月の公正採用選考旬間を中心に、先ほど説明しました取り組みを行っているところです。

今後とも京都労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考が実施されるように企業を初め、関係機関に働きかけていきたいと考えています。

大学生になりますと、各学校によって就職活動に対する取り組みの姿勢も違いますし、インターネットを活用したエントリーシートを使われるような事例も多いと聞きますので、高校生への指導のように難しいかと考えています。

それともう1件、いわゆるコネ採用につきまして、コネを持たない者を排除してしまうのではないかという意見もいただきましたが、あくまで公正な採用を進めるためには応募者に広く門戸を開き、就職機会均等を実現することが必要ですので、求人開拓を行う場合

にも、公開求人ハローワークに提出してもらうことを基本としています。ごく限られた人しか門戸が開かれていないようであれば、逆に幅広い応募者の中から優秀な方を採用するということができないこともあり、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにすることが雇い主のほうにとってもメリットがあると考えられます。

以上です。

○事務局

農林水産部です。

資料2の79ページをお願いします。府内の農林漁業関係団体の職員を中心に事業を推進しています。特に農山村地域では、日常生活の中で人権尊重の意識づくりを行うことが必要と考えており、こういった団体の職員を対象に、毎年テーマを定めて研修会等を実施しているところです。

81ページの下段をご覧ください。農林漁業関係団体役員人権啓発研修補助として、この三つの団体を対象に補助を行っています。京都府農業協同組合中央会に対しては、平成25年度も95万円の補助金、漁業協同組合連合会には14万2,000円の補助金、それから森林組合連合会には21万3,000円の補助金で、それぞれの団体でほぼこれと同額の自己負担金とで事業を実施されています。参考としまして、平成23年度には「インターネットと人権」とか、「パワーハラスメントによるメンタル不調への対応」、「職場のコミュニケーションと人権」など、具体的なテーマに基づいて事業を実施していただいているところです。

以上です。

○事務局

教育委員会です。

資料2の87ページをご覧ください。所掌事務としましては、学校教育における人権教育と社会教育における人権教育、この二つを所掌しています。

学校教育につきましては、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進していかなければならないと、子どもたちに豊かな人権感覚と人権尊重をする態度、それから実践力、これを育むことは大切な部分であり、同和問題など、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図っていききたいということで進めています。

取り組みの方向性としても、児童・生徒の実態を的確に把握し、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図っていかねばならないと考えています。社会教育でも、府民の方々の自発的な学習活動や多様な学習活動の充実を努

めるという方向性で進めていかなければならないと考えています。

具体的な内容につきましては、次の89ページをご覧ください。まず、人権学習資料についてですが、平成17年度から小学校の低学年、中学年、高学年用、それから中学生用、高校生用と、5カ年計画で作成してきました。平成23年度からその人権学習資料集を、実際に学校でどのように使っていくかという実践事例集を作成しています。平成23年度に小学校、平成24年度に中学校、それから平成25年度につきましては高校編を5校程度に協力いただき作成していきたいと考えています。

平成24年度に作成しました人権学習実践事例集の中学校編は、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞のポスターを表紙にしまして、五つの中学校に協力いただき、実際それぞれの学校でどのような実践ができるのかということを示した資料となっています。平成25年度につきましては、これの高等学校編を5,500部作成し、府内の全教職員や教育委員会に配布し、使っていただきたいと考えています。

それから次に、人権教育資料作成として、人権教育進路保障資料を作成しています。本日は平成24年度に作成した資料を配布しています。「平成24年度の就学及び進学、就職を支援するための援護制度一覧」です。児童・生徒が経済的な理由で希望進路を断念することがないように、2万部作成しており、府内の各学校、隣保館等に配布し活用いただきたいと考えています。

平成25年度作成分については、もう少し読みやすく簡単に優しく書いたものをお願い、現在、作成中です。

次に、資料2の90ページの体罰問題リーフレット作成についてです。今、大阪府の高校の体罰に端を発しまして、全国的に問題になっています各学校での体罰につきましては、児童・生徒の人権を著しく侵害すると、絶対に許されない行為であるという認識と自覚を各教職員に持ってもらおうと、体罰によらない生徒指導、人権を尊重した生徒指導、クラブ指導等々、これについてはどういうものかということをもとめたリーフレットを作成しまして、府内の全教職員や教育委員会に配布し、京都府から体罰の一掃を図りたいと考えています。

それから次に、人権教育研究推進事業として人権教育研究指定校事業と人権教育総合推進地域事業についてです。ともに国の指定で、人権教育研究指定校事業は、平成24年度、平成25年度につきましては、京都府立南陽高校で生徒が身近に感じ、主体的に取り組める人権教育の創造を主題に研究をしていくことを考えています。

それから、人権教育総合推進地域事業ですが、こちらは学校指定ではなく地域指定ということで、平成24年度、平成25年度につきましては、京丹後市の大宮中学校を中心にしまして、自他を尊重し、みずから学ぶ意欲を育てる教育を目指してということを主題に研究をしていこうと考えています。

それから91ページの教職員研修事業についてです。人権教育を進めていくためには、やはり現場の教職員の人権感覚、人権意識、これを高めることが非常に大切になってきますので、一つには、京都府総合教育センターで、基本研修として教職の経験年数に応じた研修、例えば初任者の初任者研修、それから教職経験10年経ました教職員、そういう方に対して、それぞれの経験を踏まえた人権に係る研修、それからもう一つは専門研修として、職能別、領域別になっており、管理職や各主任の教職員、それから人権担当の教職員などそれぞれの立場を踏まえた職能別に応じた人権にかかわる研修を進めていきたいと考えています。

それから、人権研修のもう一つ大きな柱としましては、それぞれの学校における人権研修ということで、学校で年間研修計画に基づきまして、それぞれの学校、地域に応じた計画的、系統的に人権研修を実施しています。講義、講演、それから教職員の研究協議、またワークショップ、フィールドワークなどを含めた各学校、地域に応じた研修をしています。

それから、京都教育大学への派遣研修として、平成25年度には2名の教職員を京都教育大学にお世話になりまして、半年間研修で派遣することを考えています。

それから、国の独立行政法人教員研修センターにも毎年約3名程度の教職員を派遣し、研修をしているところです。

次に92ページのトータルアドバイスセンター設置事業につきましては、京都府総合教育センターで教育相談、不登校やいじめなど学校教育に関すること、それから子育てやしつけなど家庭教育に関すること、子どもたちに対するさまざまな悩みや不安を抱かれる保護者の方、それから教職員、もちろん児童・生徒に対する相談などを受け付けています。精神科医や臨床心理士によって課題解決のために援助、助言をいただくというものです。方法としましては、毎日24時間対応の電話相談です。それから、来所につきましては予約制で月曜日から金曜日、10時から5時まで対応しています。巡回教育相談については、月1回程度ですが、府内五つ教育局を臨床心理士が巡回し相談を実施しています。また、メールでも相談を受け付けているところです。

次に93ページの人権教育推進事業の学習教材、啓発資料整備についてですが、学校や地域社会、家庭、企業、職場等、あらゆる場面で人権研修等に活用いただくように京都府で視聴覚教材を貸出し、啓発しているところです。

また、90ページの人権教育研究指定校事業と人権教育総合推進地域事業という二つの国の委託事業について、その波及方法をどのようにするのかという質問を委員からいただいています。研究指定校事業では、必ず調査研究発表会を開催しています。例えば平成22年度、平成23年度の綾部高校の研究指定の発表会では、ほとんどの府立高校の人権教育の担当者が参加しています。

それと研究をまとめた冊子を配布していますが、それをどのように活かしているか、例えば綾部高校の場合は、援護制度一覧を1年生の最初の人権学習のときに使って、援護制度、学ぶ権利について学習しています。そういうのは非常に特色があるということで、ほかの学校でも持ち帰って、それを活かしているというような声を聞いています。

それから、地域指定の推進地域事業での波及についてですが、これにつきましても、3年間の指定事業ですので調査研究発表会を開催し、今年度につきましては、平成23年度で研究期間を終えた亀岡市に、社会教育課所管の人権教育指導者研修会で実践発表として発表していただいています。いろんな場において、それぞれの波及を意図しているところです。

以上です。

○座長

今回から対象を絞って、あと自由な討議のための時間を設けるということで、以上で報告が終わりました。意見・質問等あらかじめ出された委員を含めて、ただいまの報告に対する再質問ないし意見等がありましたらお願いします。

○委員

各部局とも記述されておられる計画は、どれをとっても必要なものであると共通認識できます。また、それぞれの部局のもの全てにということではないんですが、特に人権啓発室のまとめで、ともかく対象がどうしてもないほど広いところに限られた経費の中で取り組まれるので、全て了解ですが、少しでも効果ということを考えれば、各年度ごとに全体として、抽象的でも効果と経費を勘案した上での優先順位や力を入れたいところなど、そういった張りや逆のような逆に我々からいくと、皆さんがどこに強調点を置かれているのかということをもう少し知りたいなと思います。なかなかそういうまとめは難しいと思

いますが、より優先順位、より強化したいことを意識してお願いしたいと思います。

それと、企業のコネの入社について説明がありました。やはり公平な採用枠を広げることで、よりいい人材が得られるはずだということになりますので、私も説明のとおりだと思います。以前はコネ入社がすごく多かった時代もありましたし、今もゼロにはなってないですが、かなり絞られてます。実はコネ入社した人材を今度育てるときの問題として、コネで入った社員は昔と違って、コネだから楽に仕事するということってほとんど皆無です。逆に周りの目を意識して、コネで入った人は他人の倍働かないといけないという周りも本人も努力するという時代になっています。これも企業によっていろいろですけど、プラスマイナスある中で、総合して企業それ自体が判断することであり、この行為を人権問題として取り上げることができるのかどうか少し疑問を感じました。もう一度、実情と人権ということについて何か対応すべき問題かどうか、再考いただけたらと思います。

○座長

ありがとうございます。

企業の種類とか規模で、コネがあったほうが企業としてもメリットがあるし、選ばれたほうにもメリットがあるということは当然あり得るので、一般論としては確かに採用の公正ということで広く無条件というのがいいでしょうが、今、委員が言われたのは、そういう一般論と、実際それが現場でどう機能しているのかという方面も考えるべきという意見です。また、委員からのコメント、質問を見ても京都府全体の事業でも、年によって力点の置き方、それから、その結果がどう出てるかというフォローアップを踏まえて将来どうやっていくか。何かそういうのが見えたほうが我々も読んでてわかりやすいし、読みがいも意見の言いがいもあると思います。今の意見はそれの一つの例じゃないかと思います。

ほかの委員もどうぞ、遠慮なく。個別の問題でも、一般的な問題でも結構です。委員どうぞ。

○委員

91ページの教職員研修事業について質問します。

体罰、いじめというのは、去年から非常に社会の注目を浴びてる問題です。この事業はこれまでやってこられた事業だと思うんですけども、そういった社会の注目を浴びて課題が明らかになった現状で、来年度、新規にやるもの、あるいは強化した部分などを具体的に教えてください。

○事務局

昨年度、いじめ、体罰が相当問題になりましたので、センターにおける研修でも、いじめ、体罰をテーマにしたものを人権の視点も取り入れながら実施したいと考えています。

○委員

いじめ、体罰について、来年度からはテーマに入れますということですね。

○事務局

そういうことです。

○座長

ほかに。遠慮なく。委員。

○委員

先ほどのコネ採用の話ですが、委員の意見のとおり、企業の規模や実際にどういう仕事をするかという中身の問題とかあって、コネ採用全部がだめだということではないんじゃないかというのは、それは納得する部分があるんです。

それから、大学の推薦入試で入学した学生でも、推薦されてきて負い目を感じてるんですね。要するに公平な競争をしてこなくて推薦された。すごく負い目を持って、むしろ頑張るといえることがあって、ある意味コネなんですね。だから、コネとアフターマティブ・アクション、積極的差別是正というのは、あるところちょっと似てる部分があると思いますが、一つ思うのは、じゃあコネはいいのかという話には、絶対ならないと思います。最近是人権にかかわる考え方として、排除をする、社会的排除という考えをしているんです。コネが全くない人というのはいます。ずっと仕事にまともにつけなくて、例えば3代にわたって生活保護を受けてきたとか、そういう自分たちがそもそも家族の中でずっと社会的に排除されてきてしまっているがためにコネがないという人をどうするかという話も片方であると思います。排除されてる人々はコネがないということで考えると、人権の問題にかかわってくる部分があるかなと思います。

ただ、現実としていろんな場合があるということにはわかっています。

○委員

今、厚生労働省から、原則、求職者の個々人に備わってる情報を一切排除して求人しなさい言われています。ところが実際に世の中、そんなことが可能なかどうか、企業がそれができるかどうかということは一切無視している部分もあると思います。性別とか年齢制限など設けないというのは、私は確かに、今言われた排除の論理につながるし、人権

問題としてとらえたらいいと理解しました。ただ、現実、企業の現状との問題をどう処理するかということだと思っんです。

○座長

排除すること、こういう人はだめですという観点に問題があるので、こういう人は来てくださいという方は、逆に問題にならないと思います。

○委員

排除の論理と逆の発想をして、積極的には人権の観点から、女性の社会参加という意味でクォータ制というのがあります。これ、欧米ではかなり取り入れられて、これぐらいしないと人権というのは前へ進まない。日本のように、今の議論だと、何年たっても女性社会参加というのは余り進まないだろうし、障害者の社会参加も進まない。むしろ逆にクォータ制みたいな議論を、例えば京都府は内部で検討してるとか、情報を仕入れてるとか、そういうことを行政が積極的に研究してモデルをつくっていくというような議論はないんでしょうか。

○座長

クォータ制というのは、これもいろいろな側面ありますけど、アメリカの大学で例えば黒人を何%入れるとすると、白人からすれば逆差別だ、入試の成績では自分のほうが上なのに、たまたま白人であるということで排除されるとなります。クォータ制は確かに難しい点ではありますが、大体法律というのは、ある目的を達成するためなので、その過程で、逆差別的な現象が起こるのは、ある意味でやむを得ないというか、必然なところがあります。特に人権の場合、これ一人一人の問題にかかわってきますから、確かに難しいことだと思います。どんな問題にせよ、クォータ制というのを府の中で議論されたことがもしあれば、お聞かせいただけたらと思います。

○事務局

教育委員会です。高等学校の入学試験の場合であれば、いろんな方法はとってますので、例えば中国帰国子女の特別入学であるとか、長期欠席者の特別入試枠であるとか、いわゆる同じ公立高校の一般入学試験で合否を決めるときには一定の基準がありますが、それ以前にそういう特別入試枠をつくって、いくつか配慮をしながら入学試験を行っています。

それから、最近すごく減っていますが、高等学校では指定求人方式という形で、各企業が高等学校ごとに枠を示して採用をしています。このごろそれがかなり減ってきてまして、高校生が短大生や大学生と同じところで競争しないといけないことになって、逆に高校生

の就職が厳しくなってる現実があります。これが果たしてどこまでいいのかというのは、逆に危惧してるところです。ですから、全て競争のところさらされてしまうと、高校卒業生と大学生とが同じところで競争しないといけないというのが、逆に公平なのかと言われると、非常に厳しいところがあるので、全て競争にさらしたらいいんだとは一概には言えないと思います。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

知事部局では、細かいデータは持ち合わせていないんですけれども、男女共同参画課で審議会への女性の登用などは検討されていると認識しています。あるいはまた障害者雇用の関係でも検討されている部分があると思いますので、それらの検討状況について、また調べまして、何らかの方法でその結果を報告したいと思います。

○座長

ありがとうございます。

そのほか、今までの報告全般に対して、どうぞ。

○委員

人権啓発推進室の事業で若者をターゲットにした啓発をしたいということで、イメージソングの報告がありました。それについて、私はそんな上からの押しつけはやめたほうがいいという意見を出したんですね。例えば、どうして上からの押しつけになるかということで反対だと言ったかということ、35ページの「世界がひとつの家族のように」と題名があります。例えば家族って言ったときに、幸せで、にこにこ笑っている家族ということをきくと事務局は思い浮かべると思います。だけど、実は家族がものすごい抑圧装置になっていて、すごく子どもは荒れている場合もあるし、そもそも家族がないという人もいます。このネーミング自体がかなり私はナンセンスだと思ってて、その一方で、やっぱり絆という言葉があればどうもはやされたように、懐古主義ではなくて、やっぱり家族を再生したいという思いも、私たちの中のどこかにあると思うんですね。

だから、そういう価値多様性ということから考えると、この題名自体について、いいなと思う人もいるし、何を言ってるんだと思う人もいる、無関心に思う人もいるのが今の時代だと思うんです。だから、今求められてるのは、そういう価値多様化の時代の中で、この部分はみんな共通に持てるよねという価値観みたいなことを練り上げていく過程が大

事なんです。練り上げたものを知ってねといっておろす啓発ではなくて、どう練り上げていくか、1年かけて、2年かけて、みんなでああだこうだやっていくという過程の中で人を育てるとするのが大事なんだと私は思っています。その過程の中でどう育つかということはかなり個人個人の問題なので、結構効果が見えにくいですが、そのように思っていることを伝えておきます。

だから、例えば広め隊の活動の中で、でき上がった曲をおろすのではなくて、どういう歌詞が欲しいですかってモニターに呼びかけるなど、どういう仕掛けをつくっていくか、そういう双方向でこの1年間やっていただきたいと思っています。

○座長

委員、どうぞ。

○委員

資料2の92ページの教育相談で、これは24時間対応はすごいと思いますが、児童、保護者への周知の度合いというか、利用率がどれくらいなのか。要はこの計画に対する利用率とか、そういったところが、できればわかるとありがたいです。たくさん計画の中で出来たこと、不出来だったこと、うまくいったこと、たくさんあると思うんですけども、その掘り起こしと見返りがないと、結局、皆さんが一生懸命実際にされたことが、先ほどの話ではないけども、残念なことになるんじゃないかなと思います。うまくいく計画もあれば、いかない計画もたくさんあると思うんですが、その中で、先ほどの意見のように優先順位があって、きっちり府民に説明すれば、そうか、行政はこれだけ頑張ってるんだと称賛の声も出るし、まだ足りないぞというおしかりの声も出るかもしれませんが、もう少し現実的に見えるところからもう少し近くなれば、もっとこの計画が血の通ったいいものになるんじゃないかなと思います。

それとあともう一つは 京都テルサで人権のフェスティバルをされました。いい催し物をされたんですけども、例えば京都駅の皆が歩くところとか、地下鉄の駅周辺の通路とか、立ちどまって、こんなことやってるんだなというような、府民の目線がどこにあるか、一番日常生活の中で違和感なく入っていけるとところに提示していくことも、やはりこの計画が血の通った生き生きとしたものになるんじゃないかなと思います。

○座長

ありがとうございます。

イベントをやる場合は、おっしゃったように地下鉄やJR、私鉄を含めて、人が通る場

所、それからできれば車内の広告というのは非常に効果があるので、PRも事業費の一端として考えるような発想を府全体としても持っていただきたいと思います。それが先ほど委員の意見にもありました、上から目線に意識せずしてそうなってしまってるということじゃないかと思います。

○事務局

トータルアドバイスセンターについていただいた質問で、学校にもスクールカウンセラーを配置してるんですが、それは平均して大体年間200件ぐらいの相談件数を扱っています。それから、総合教育センターは、電話相談や来所相談などいろいろありますが、今、月5,500件ぐらいで、これについては府教育委員会から全児童・生徒を対象にして、毎年、新聞を何回か発行して啓発しており、その新聞に必ずこういう相談機関がありますよとお知らせしているのと、年に1回は、府内の公的相談機関の一覧表になった相談マップを作成して配布しています。もちろん配布をしますと、いきなり相談件数がはね上がります。しばらく続いて、また鎮静化していくというような形になります。教員も相談対象者になっています。教職員の中にも精神的疾患で休職されてる人も大変多いというのは現実としてありますので、そういったことにも対応していきたいと思っています。そういう意味では、教員だけで対応するのがかなり難しいので、精神科の先生にも参画をしていただいています。

○座長

ありがとうございます。

○委員

要望ですが、インターネットモニター調査をされて、前の意識調査と少し違っていたと報告がありましたが、そのインターネットモニター調査の結果を、またいずれ報告いただきたいと思います。

できれば、そのときに府民の意識調査との相違点をコメントとしてつけてくれると、郵送調査とインターネット調査との違いがわかって、インターネットを通して啓発する中身とリーフレット、紙媒体を通して啓発する中身の違いなど、いろいろ考えられると思います。

それからもう一つは、ここで皆さんに考えただけならという問題提起だけなんですけど、全体に府民意識調査で使った言葉で、「人権問題等の解決にかかわっている人たち」という表現を、今回、方針や事業計画にも入れてくれたんですが、これはどういうことかとい

うと、もともといわゆる接触仮説という考え方があって、障害者とか、在日の人とか、同和地区の人とかという、そういうマイノリティーの人々に実際に知り合ってる人というのは非常に差別意識が低いという考えから使い始めた言葉で、要するに人権問題を解決するのは、同和地区の人であったり、在日の人であったり、障害者本人であったりという、そういう人たちが実際、自分たちの状況を変えるために一生懸命やってるわけです。そういう人たちだけに頼るのではなく、そういう形でかかわっている人と一緒に考えていく人たちをいかに増やすかという狙いがありました。だから、ぼんやりと人権問題がもっとよくなったらいいなというニュアンスではなくて、具体的に現場を知っていて、そういう現場でかかわっている人たちというニュアンスで使わせていただいた意識調査の言葉ですので、事務局でもそのように使っていただけたらと思っています。要望です。

○座長

ありがとうございます。

最後の点ですけど、私、他県の人権審議会も関係してて、去年、県民の意識調査をやりました。そこでクロス集計、つまり人権問題に対する意識も、当事者はもちろん、それに関係する仕事をされている人は、はっきり意識が高い結果が出ます。それから、年齢別で見ると、20代、30代で、いわゆる人権意識がほかの世代より低い結果が出ます。どうもそれはゆとり教育のせいじゃないかと。つまり、ゆとり教育というのは、それぞれの地域、その時々々の特性に応じて問題を絞った教育で、その中に人権問題が入らない可能性は、その人権問題を集中してやってる場合よりもはるかに多いわけです。それを受けてる世代と受けてない世代で、やっぱり人権問題に対する意識の違いが統計上ははっきり出ています。そういう意味では、これだけいろいろ人権関係の事業が、どういう形でどう伝わって、その結果がどういう効果・課題があるか、我々に報告していただくと、議論するときの一つの非常に有力な核になると思います。委員の発言はそういう意味だったと思います。

それでは、予定時間となりましたので、そのほか気づかれた点があれば、個別に事務局へお願いします。事務局へマイクをお返しします。